

1 期待する生徒像

基本的な生活習慣を身に付け、本校を強く志願し、目的を持って高校生活に取り組もうとする意志があり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当する者。

ア 人物・学習成績が特に優れ、意欲的に高校生活に取り組む意志のあること。

イ 人物・学習成績が優れ、部活動の顕著な成績を有し、入学後も継続して部活動に加入し、三年間取り組む意志のあること。

2 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の学力検査の得点
(2) 調査書	中学校の校長から送付された調査書
(3) 学校設定検査	学校が定めた次の検査の結果
ア 面接	受検者5名・評価者2名の集団面接 検査時間：1グループ15分
イ 自己表現	次の(ア)、(イ)のいずれかを、出願時に志願者が選択 (ア) 文章による自己表現 実施形態：検査室で一斉に実施 字数：600字以内 検査時間：45分 (イ) 実技による自己表現 実施形態：各会場にて個別に実施(団体種目は、複数人数で実施) 検査時間：20分 次の実技のうち1つを選択 野球(男)・バスケットボール(男女)・ソフトボール(女)・陸上競技(男女)・レスリング(男女)・サッカー(男)・バレーボール(女)・ソフトテニス(男女)・硬式テニス(男女)・バドミントン(女)・卓球(男女)

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査〔500点満点〕

評価項目	評価基準
ア 5教科の得点合計	5教科(各教科100点満点)の合計500点満点で評価する。
イ 個々の教科の得点	10点以下の教科がある場合は、審議の対象とする。

(2) 調査書〔320点満点〕

アの数値に、エについて加点(上限50点)したものを調査書の得点とする。

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	各教科の評定の全学年の合計値にK=2を乗じた数値で評価する。 評定1または未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。
イ 出欠の記録	欠席日数が各学年15日以上、3年間の合計40日以上の場合は、審議の対象とする。
ウ 行動の記録	○の数が0～2個の場合は、審議の対象とする。
エ 特別活動の記録、部活動の記録及び特記事項	学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、その他の活動で特に積極的に取り組んだと認められる記述については50点を上限として加点する。
オ 総合所見	特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。

(3) 学校設定検査〔150点満点〕

①面接〔60点満点〕

2名の評価者が、次の3つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき a（優れている）・b（標準的である）・c（標準に達していない）・d（問題がある）の4段階で評価する。

aを10点、bを7点、cを2点、dを1点とし、2名の評価者の評価（各30点満点）を合計し、得点化する。

評価cまたは評価dが1つでもある場合は、審議の対象とする。

評価項目	評価基準
ア 身だしなみ	中学校のきまりに適合している。 面接検査にふさわしい身なりができています。
イ 態度・礼儀	真摯な態度で取り組んでいる。 言葉遣いや礼法が適切である。
ウ 内容・意欲	応答の内容が明確に伝わる。 伝えようとする意欲が感じられる。

②自己表現〔90点満点〕

次のア、イについて、それぞれ2名の評価者が、3つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（優れている）・b（標準的である）・c（標準に達していない）・d（問題がある）の4段階で評価する。

aを15点、bを8点、cを2点、dを1点とし、2名の評価者の評価（各45点満点）を合計し、得点化する。

評価cまたは評価dが1つでもある場合は、審議の対象とする。

ア 文章による自己表現

評価項目	評価基準
(ア) 語彙力	内容を伝えるのに十分な文章量である。 漢字、仮名を正しく使えている。
(イ) 文章表現力	構成、表現ともに適切である。 文法が正しく、趣旨が伝わる。
(ウ) 内容	テーマに沿った内容である。

イ 実技による自己表現

評価項目	評価基準
(ア) 意欲・態度	当該種目に積極的・意欲的に取り組んでいる。
(イ) 基礎的技能	当該種目における基礎的技能を身に付けている。
(ウ) 専門的技能	当該種目における専門的技能を身に付けている。

4 選抜方法

(1) 選抜の方法

「学力検査の得点」、「調査書の得点」、及び「学校設定検査（面接・自己表現）の得点」を全て合計した「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、募集人員までを入学許可候補者とする。

<総得点の満点の内訳>

学力検査 の得点	調査書の得点		学校設定検査の得点		総得点
	評定 (K=2)	加点	面接	自己表現	
500点	270点	50点	60点	90点	970点

(2) その他

ア 自己申告書が提出された場合には、選抜資料に加える。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをしない。

イ 入学許可候補者とした者のうち、隣接県公立高等学校入学者取扱協定による入学許可候補者数が、細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

5 その他

過年度卒業者については、学校設定検査終了後、別途個別面談を行う。